

鳥取県緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール募集要領

1 目的

児童生徒が緑化ポスター原画を作成することにより、国土緑化の重要性を認識し、県民の緑化意識を高めることを目的とする。

2 主催

鳥取県

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

3 後援

鳥取県教育委員会

4 募集するポスター原画

- (1) 図柄は自由とするが、国土緑化の意を表し、特に植樹及び森林・樹木の保護・保育又は環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
- (2) 表現する画材はクレヨン、パステル、アクリル、水彩用絵の具（貼り絵を含む。）とし、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等はいないこと。なお、貼り絵の場合には、確認用の原画カラー写真（サイズは原画の1/2以上）を添付すること。
- (3) 原画には文字を挿入しないこと。
- (4) 創作に限る（AIで描いたものは不可）。
- (5) 使用する用紙は画用紙（ケント紙を含む。）又は紙製ボードで、サイズはB3判（縦51.5センチメートル、横36.4センチメートル）を原則（ただし、特別の理由があれば、四ツ切（縦54.5センチメートル、横39.3センチメートル）でも可）とし、縦画（たて長）とすること。なお、パネルは用いないこと。
- (6) 用紙の裏面には、画題、都道府県名、学校所在地（郵便番号、電話番号を付記すること）、学校名、学年、氏名を明記し、ふりがなをつけること。
また、可能であれば、制作の意図を簡潔に記載すること。（下側に3センチメートル程度の余白を設けること。）

5 応募資格

鳥取県内の小・中・義務教育・高等学校及び特別支援学校の児童生徒

6 応募期限及び送付先

応募期限までに送付先に作品が到着するよう送付すること。

(1) 応募期限 令和7年9月5日（金）

(2) 送付先

- 公益社団法人鳥取県緑化推進委員会 鳥取県農林水産部森林・林業振興局内
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 （電話0857-26-7416）
- 東部農林事務所八頭事務所農林業振興課
〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家100 （電話0857-72-3829）
- 中部総合事務所農林局林業振興課
〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2 （電話0858-23-3182）
- 西部総合事務所農林局農林業振興課

〒683-0054 鳥取県米子市糺町1丁目160 (電話0859-31-9681)
 ○西部総合事務所日野振興センター 日野振興局農林業振興課
 〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨140-1 (電話0859-72-2020)

7 県審査及び表彰

- (1) 審査者 県内画家等 (3名)
- (2) 審査会及び結果の発表 令和7年10月頃
- (3) 表彰

表彰の種類		対象学校	表彰点数
入選	鳥取県知事賞	小・中・高	各1点以内 (賞状、副賞5千円相当の図書カード)
	鳥取県教育委員会教育長賞	〃	各1点以内 (賞状、副賞5千円相当の図書カード)
	公益社団法人鳥取県緑化推進委員会理事賞	〃	各1点以内 (賞状、副賞5千円相当の図書カード)
佳作		〃	各若干 (賞状、副賞1千円相当の図書カード)

- (4) 参加賞 応募者全員に記念品(県産スギものさし)を贈呈する。

(5) その他

県入選作品の著作権は県に属し、作品は自由に利用させていただくこと。(中央審査入選作品を除く。)

8 中央審査

- (1) 県入選作品のうちから、優秀なものを小・中・高校別に各3点以内選び、公益社団法人国土緑化推進機構の中央審査に提出する。なお、提出した作品は原則として返却しない。
- (2) 中央審査により特選、準特選、入選が選ばれ、賞が贈られる。特選作品のうちから令和8年用の国土緑化運動及び育樹運動ポスター各1枚が作成される。なお、中央審査入選作品は、緑化思想の普及を図るため、ポスター以外にも使用されることがある。
- (3) 中央審査入選作品の著作権は、全て公益社団法人国土緑化推進機構に帰属する。
- (4) 中央審査により選ばれた作品は、第76回全国植樹祭で表彰状を交付する予定。